



(号外) 独立行政法人国立印刷局

## 〔法 律〕

- 消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律(一一〇)
- がん登録等の推進に関する法律(一一一)
- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(一一二)
- 構造改革特別区域計画の認定を取り消した件(同二五八〇、二六五)
- 構造改革特別区域計画の認定を取り消した件(同二六六、二六七)
- 地域再生計画を認定した件(同二六八〇、二七四)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(三四一)
- 国家戦略特別区域諮問会議令(三四二)
- 沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令(三四三)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三四四)
- 社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令(三四五)
- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(一〇一)
- 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(一〇一)
- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(一〇二)
- 生活保護法の一部を改正する法律(一〇四)
- 生活困窮者自立支援法(一〇五)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進(一〇六)
- 特定秘密の保護に関する法律(一〇七)
- 特定秘密の保護に関する法律(一〇八)

## 〔政 令〕

- 内閣府本府組織令の一部を改正する法律(九九)
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律(九九)
- 農地中間管理事業の推進に関する法律(一一〇)
- 構造改革特別区域計画を認定した件(内閣府二五三〇、二五七)
- 構造改革特別区域計画の変更を認定した件(同二五八〇、二六五)
- 構造改革特別区域計画の認定を取り消した件(同二六六、二六七)
- 地域再生計画を認定した件(同二六八〇、二七四)
- 地域再生計画の変更を認定した件(同二七五、二七六)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(三四一)
- 沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令(三四三)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三四四)
- 社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令(三四五)
- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(一〇一)
- 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(一〇一)
- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(一〇二)
- 生活保護法の一部を改正する法律(一〇四)
- 生活困窮者自立支援法(一〇五)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進(一〇六)
- 特定秘密の保護に関する法律(一〇七)
- 特定秘密の保護に関する法律(一〇八)

## 〔告 示〕

- 構造改革特別区域計画を認定した件(同二七七、二七九)
- 総合特別区域計画の変更を認定した件(同二八〇、二九〇)
- 総合特別区域計画を認定した件(同二七七、二七九)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(三四一)
- 沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令(三四三)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三四四)
- 社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令(三四五)
- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(一〇一)
- 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(一〇一)
- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(一〇二)
- 生活保護法の一部を改正する法律(一〇四)
- 生活困窮者自立支援法(一〇五)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進(一〇六)
- 特定秘密の保護に関する法律(一〇七)
- 特定秘密の保護に関する法律(一〇八)

## 本号で公布された法令のあらまし

◇研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律(法律第九九号)(文部科学省)

一 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正関係

1 人材の確保等の支援

2 企画立案、資金の確保及び知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務

(2)において「運営管理に係る業務」という。

に關し、専門的な知識及び能力を有する人材

の確保その他の取組を支援するために必要な

施策を講ずるとともに、イノベーションの創

出に必要な能力を有する人材の育成を支援す

るために必要な施策を講ずるものとした。(第

一〇条の二及び第一〇条の三関係)

2 労働契約法の特例

〔から國までに掲げる者がそれぞれの有期

労働契約を期間の定めのない労働契約に転換

させるための申込みを行うために二以上の有

期労働契約の契約期間を通算した期間(二に

おいて「通算契約期間」という)が五年を超

えることが必要とされていることについて労

働契約法(平成一九年法律第一二八号)の特

例を定め、一〇年を超えることが必要である

とすることとした。本改正項目においては、

人文科学のみに係る科学技術を含む取扱いと

した。(第二五条の二関係)

〔科学技術に関する研究者又は技術者で

あって研究開発法人又は大学等を設置する

者との間で有期労働契約を締結したもの

の間で有期労働契約を締結したもの



(農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律)一部改正

第十条 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条中「農業改良資金に係る債務の保証の業務に関する経理についての第三条の規定による改正後の」を削り、「同条第二号中「農業改良資金」とあるのは「農業改良資金(次号に規定するものを除く。)」と、同条第三号中「就農支援資金」とあるのは「就農支援資金及び」を同条中「次に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び旧農業改良資金〔〕に」「とする」を「をいう。

第二号において同じ。」に係る債務の保証の業務」と、同条第二号中「農業改良資金」とあるのは「農業改良資金(旧農業改良資金を除く。)」とする。に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律)一部改正

第二十一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百八十八条 削除

第一百八十八条を次のように改める。

(株式会社農林漁業成長産業化支援機構法)一部改正

第二十二条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「機構及び」を「機構並びに」に改め、「承認会社」の下に「及び承認組合」を加える。

(旧農業者年金基金法)一部改正

第二十三条 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第一号イ中「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十」を「第十一条の十四」に改める。

御名 御璽  
平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍晋三

内閣総理大臣	安倍晋三
総務大臣	新藤義孝
財務大臣	麻生太郎
農林水産大臣	林芳正

法律第二百三号  
(農業法の一部改正)  
(薬事法の一部改正)  
第一条 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項中「区長」の下に「次項」を「第十条」の下に「第三十八条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2. 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。  
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
 二 その薬局の名称及び所在地  
 三 その薬局の構造設備の概要  
 四 その薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要並びにその薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要  
 五 法人にあつては、薬局開設者の業務を行う役員の氏名  
 六 その他厚生労働省令で定める事項  
 一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
 二 第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させる場合にあつては、その薬局の管理者の氏名及び住所を記載した書類  
 三 第一項の許可を受けようとする者及び前号の薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する業務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の氏名及び住所を記載した書類  
 四 その薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては、次のイ及びロに掲げる書類  
 イ その薬局において販売し、又は授与する医薬品の薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品に係る厚生労働省令で定める区分を記載した書類  
 ロ その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に對して一般用医薬品を販売し、又は授与する場合にあつては、その者との間の通信手段その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類  
 五 その他厚生労働省令で定める書類  
 第四条に次の二項を加える。  
 5. この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
 一 薬局開設者 第一項の許可を受けた者をいう。  
 二 登録販売者 第三十六条の八第二項の登録を受けた者をいう。  
 三 薬局医薬品 要指導医薬品及び一般用医薬品以外の医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)をいう。  
 四 要指導医薬品 次のイからニまでに掲げる医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされてるもの除外。)のうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。  
 イ その製造販売の承認の申請に際して第十四条第八項第一号に該当するとされた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの  
 ロ その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの  
 ハ 第四十四条第二項に規定する毒薬  
 二 一般用医薬品 医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの(要指導医薬品を除く。)をいう。

第五条第一号中「医薬品の調剤及び」を「調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行なう体制並びにその薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては医薬品の」に改め、同条第三項中「第一十六条第一項第三号」を「第一十六条第四項第三号」に改め、同号口中「禁錮」を「鉄」に改め、同号二中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第七条第一項中「第四条第一項の許可を受けた者(以下「薬局開設者」という。)」を「薬局開設者(第四条第五項第一項第一号に規定する薬局開設者をいう。以下同じ。)」に改める。第九条第一項中「薬局における医薬品の試験検査の実施方法」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 薬局における医薬品の試験検査その他の医薬品の管理の実施方法に関する事項

二 薬局における医薬品の販売又は授与の実施方法(その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に対し一般用医薬品(第四条第五項第五号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。)を販売し、又は授与する場合におけるその者との間の通信手段に応じた当該実施方法を含む。)に関する事項

三 第九条の三を第九条の四とする。

第九条の二の見出しを「調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等」に改め、同条第一項中「処方せん」を「処方箋」に、「を購入し、又は譲り受けようとする者に対する者に対して」を「の適正な使用のため、当該に「をして」を「に、対面により」に、「を用いて、その適正な使用のために」を(当該事項が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第三十六条の十までにおいて同じ。)に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む)を用いて」に、「提供させなければ」を「提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行なわなければ」に改め、同条第二項中「若しくは歯科医師」を「又は歯科医師」に、「處方せんにより調剤された薬剤」を「処方箋により調剤された薬剤」に、「その薬局において調剤された」を「当該薬局開設者から当該」に改め、「により」の下に「その薬局において」を加え、「をして、その適正な使用のために」を「に、に、提供させなければ」を「提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行なわなければ」に改め、同項の二を第九条の三とし、第九条の次に次の二条を加える。

3 薬局開設者は、第一項に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指導ができるとき、その他の同項に規定する薬剤の適正な使用を確保することができないと認められるときは、当該薬剤を販売し、又は授与してはならない。

4 薬局開設者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行なわせるに当たつては、当該薬剤師にあらかじめ、当該薬剤を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。

5 薬局開設者は、第一項に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指導ができるとき、その他の同項に規定する薬剤の適正な使用を確保することができないと認められるときは、当該薬剤を販売し、又は授与してはならない。

六 その他厚生労働省令で定める書類

一 その店舗の平面図

二 第二十八条第一項の規定によりその店舗をその指定する者に実地に管理させる場合にあつては、その指定する者の氏名及び住所を記載した書類

三 第二十九条第一項の規定によりその店舗をその指定する者に実地に管理させる場合にあつては、その指定する者の氏名及び住所を記載した書類

四 その店舗において販売し、又は授与する医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品に係る厚生労働省令で定める区分を記載した書類

五 その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品を販売し、又は授与する場合にあつては、その者との間の通信手段その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

六 その他厚生労働省令で定める書類

一 その店舗の平面図

二 第二十九条第一項中「店舗における医薬品の管理の方法」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 店舗における医薬品の管理の実施方法に関する事項

二 店舗における医薬品の販売又は授与の実施方法(その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品の適正な使用のため)に改め、「により」の下に「その薬局又は店舗において」を「第一類医薬品の適正な使用のため」に改め、「により」の下に「(当該事項が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの)を含む。」を加え、「その適正な使用のために」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

第二十一条第一項中「厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師から交付された薬剤により調剤された薬剤につき、薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。」に改め、同項の二を次のように改める。

第一項中「以内に」の下に「厚生労働省令で定めるところにより、その」を加え、同条に次の二条を加える。

2 薬局開設者は、その薬局の名称その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第二十一条第一項中「販売する」を「販売し、又は授与する」に改める。

第二十二条第一項を次のように改める。

第二十二条 削除 第二十三条の十七第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。」を削る。

第二十五条第一号中「一般用医薬品(医薬品のうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報を基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。)を「要指導医薬品(第四条第五項第四号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。)又は一般用医薬品」に改める。

第二十六条第一項中「区長」の下に「次項及び」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第二号中「第三十六条の四第二項の登録を受けた者(以下「登録販売者」という。)を「登録販売者」に改め、「授与の」の下に「業務を行う」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項に次の二項を加える。

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書をその店舗の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 その店舗の名称及び所在地

三 その店舗の構造設備の概要

四 その店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要

五 法人にあつては、店舗販売業者(店舗販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の業務を行なう役員の氏名

六 その他厚生労働省令で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 その店舗の平面図

二 第二十八条第一項の規定によりその店舗をその指定する者に実地に管理させる場合にあつては、その指定する者の氏名及び住所を記載した書類

三 第二十九条第一項の規定によりその店舗をその指定する者に実地に管理させる場合にあつては、その指定する者の氏名及び住所を記載した書類

四 その店舗において販売し、又は授与する医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品に係る厚生労働省令で定める区分を記載した書類

五 その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品を販売し、又は授与する場合にあつては、その者との間の通信手段その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

六 その他厚生労働省令で定める書類

一 その店舗の平面図

二 第二十九条第一項中「店舗における医薬品の管理の方法」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 店舗における医薬品の管理の実施方法に関する事項

二 店舗における医薬品の販売又は授与の実施方法(その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品の適正な使用のため)に改め、「により」の下に「その薬局又は店舗において」を「第一類医薬品の適正な使用のため」に改め、「により」の下に「(当該事項が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの)を含む。」を加え、「その適正な使用のために」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

(要指導医薬品の販売に従事する者等)  
第三十六条の五 薬局開設者又は店舗販

(要指導医薬品の販売に従事する者等)  
第三十六条の五 薬局開設者又は店舗販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、要指導医

2 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品を使用しようとする者以外の者に対し、正当な理由なく、要指導医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師等に販売じ、又

2 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品を使用しようとする者以外の者に対し、正当な理由なく、要指導医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師等に販売じ、又

品を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗にて、おいて医薬品の販売又は授与に從事する薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記

品を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗にて、おいて医薬品の販売又は授与に從事する薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記

「標準化された会員登録システム」を用いて必要な情報を提供させ、及び必要となる薬学的指導に基づく指導を行わせなければならぬ。ただし、薬剤師等を取扱いし、又は販売する場合は、厚生労働省令で定められたものを含む。)を用いて必要な情報を提供させ、及び必要となる薬学的指導に基づく指導を行わせなければならぬ。ただし、薬剤師等を取扱いし、又は販売する場合は、

「標準化された会員登録システム」を用いて必要な情報を提供させ、及び必要となる薬学的指導に基づく指導を行わせなければならぬ。ただし、薬剤師等を取扱いし、又は販売する場合は、厚生労働省令で定められたものを含む。)を用いて必要な情報を提供させ、及び必要となる薬学的指導に基づく指導を行わせなければならぬ。ただし、薬剤師等を取扱いし、又は販売する場合は、厚生労働省令で定められたものを含む。)

2 与するときは、この限りでない。

薬局開設者又は店舗販売業者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行わせるに当たつて

2 薬局開設者又は店舗販売業者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行わせるに当たつては、与するときは、この限りでない。

品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。  
3 薬局開設者又は店舗販売業者は第一項本文に規定する場合において、同項の規定による情報

品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。  
3 薬局開設者又は店舗販売業者は第一項本文に規定する場合において、同項の規定による情報

の提供又は指導ができないとき、その他要指導医薬品の適正な使用を確保することができないと認められるときは、要指導医薬品を販売し、又は授与してはならない。

の提供又は指導ができないとき、その他要指導医薬品の適正な使用を確保することができないと認められるときは、要指導医薬品を販売し、又は授与してはならない。

第三十九条中「医薬品の販売業」を「店舗販売業」に改め、後段を削り、同条に次の二項を加え。

第三十九条中「医薬品の販売業」を「店舗販売業」に改め、後段を削り、同条に次の二項を加え。

西服開封後、即ち「第一項」を以て「第一項各号を除く」、「第二項」を以て「第一項の未定する事項」の如きに該當する場合は、試験検査の実施を要す。

西服開封後、即ち「第一項」を以て「第一項各号を除く」、「第二項」を以て「第一項の未定する事項」の如きに該当する事項を試験検査の対象とする。

高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の品質確保の実施方法」に改め、同条第一項中「及び第十一条」を「(名号を除く)及び第十一条第一項」に、「医薬品の試験検査の実施方法」を「次に掲げる

高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の品質確保の実施方法」に改め、同条第一項中「及び第十一条」を「(名号を除く)及び第十一条第一項」に、「医薬品の試験検査の実施方法」を「次に掲げる

理医療機器」に、「の方法」を「の実施方法」に改め、同条第三項中「第九条第一項」の下に（各号を除く。）を加え、「医薬品の試験検査の実施方法」を「次に掲げる事項」に、「余く。」の品質確保の

理医療機器」に、「の方法」を「の実施方法」に改め、同条第三項中「第九条第一項」の下に（各号を除く。）を加え、「医薬品の試験検査の実施方法」を「次に掲げる事項」に、「余く。」の品質確保の

「方法」を「除く。以下この項において同じ。」の販売業又は賃貸業の営業所における一般医療機器の品質確保の実施方法に改める。

「方法」を「除く。以下この項において同じ。」の販売業又は賃貸業の営業所における一般医療機器の品質確保の実施方法に改める。

第四十六条第二項中「薬剤師、葵局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者」及び「これらの者」を「薬剤師等」に改める。

第四十九条の見出しを「处方箋医薬品の販売」に改め、同条第一項中「处方せん」を「处方箋」に改め、同項ただし書中「薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは歯医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者」を「薬剤師等」に改め、同条第二項中「处方せん」を「处方箋」に改める。

第五十条中第十三号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同条第十号中「处分せん」を「処方箋」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「第三十六条の二第一項」を「第三十六

六 要指導医薬品にあつては、厚生労働省令で定める事項  
条の第七第一項に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

第五十七条の二第一項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
第一項(第一項の二) 薬局開設者は又は店舗販売業者は、要指導医薬品及び一般用医薬品(専ら動物のために使用され

ことが目的とされているものを除く。)を陳列する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これらを区別して陳列しなければならない。

第六十一条及び第六十二条中「第五十条第七号」を「第八十五条第一項第八号」に改める。第六十九条第一項中「第二十一条」を削除し、第六十一条第一項の下に「若しくは第四項」を加え、同条第九項中「第九条」を「第九条第一項」へ、「第九条の二」、「第九条の三」、「第十一条」を

「若しくは第一項（第四十条第一項において準用する場合を含む。）第九条の二から第九条の四まで、第十条第一項」に改め「第一項において準用する場合を含む。」の下に「若しくは第一項（第四十条第一項において準用する場合を含む。）第九条の二から第九条の四まで、第十条第一項」

**第八十一条第四項**を加える。  
**第七十一条第四項中「第一」十六条第一項第一号」を「第一」十六条第四項第一号」に改める。**

第七十二条の「第一項中「第二十六條第一項第一号」を「第二十六條第四項第一号」に改める。  
第七十五条第一項中「第一項第一号」を「第三項第一号」に改める。  
第七十六条第一項中「第二十六條第一項第一号」を「第二十六條第四項第一号」に改める。

第七十六条の四中「もの」の下に「以下この条及び」を加え、「又は照拂若しくは被投与の目的で貯蔵し、若しくは陳列しては、を「所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の

用途に使用しては、改める。

4  
第一回開拓團は力士の腰痛病に悩んで居た。そこで、田代の腰痛病の原因を尋ねて、田代曰く、「腰痛病は腰筋の筋肉が弱るから、腰筋を鍛えよう」と。そこで、腰筋を鍛えるための運動を考案したのが、腰筋運動である。

第七条第三項を「含む」)を加え、「第三条の二第一項」を「同条第三項第四号イ中」「医薬品・医療機器等」に変更する。併びに同号ロ、第二十五条第三号、第二十六条第三号

三項第五号、第二十九条の二第一項第一号、第三十二条、第三十六条の九（見出しが含む。）、第三十六条の十の見出し、同条第五項及び第七項並びに第五十七条の二第三項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第八条の二第一項に改め、「銅膏者」との下に「第九条第一項第一号」中「一般用医薬品（第四条第五項第五号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）」あるのは「医

薬品」とを加え、「販売する」を「販売し、又は授与する」に、「一般用医薬品（医薬品のうちその効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）」とあるのは、「医薬品」と、同条第一号、第三十一条第三項第六条の五、見出しを含む。）、第三十六条の六第三項及び第五項並びに第五十七条の第二項中「」を「要指導医薬品（第四条第五項第四号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。）又は」に、「第十八条第三項」を「次項及び第二十八条第三項」に、「第三十六条の四第一項」を「同条第三項第四号中「医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品」とあるのは、「医薬品」と、第三十六条の八第一項」に、「第三十六条の五第二号」を「第三十六条の九第二号」に、「第三十六条の六第二項」を「第三十六条第十第三項及び第四項」に改め、「第三十八条中「準用する。この場合において、第十一条中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（店舗販売業にあつては、その店舗の所在地が第十六条第一項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。」とあるのは、「準用する」とを削り、「処方せん医薬品」を「処方箋医薬品」に、「処方せんの」を「処方箋の」に、「第五十条第七号」を「第五十条第七号」に、「第三十六条の三第一項」を「第三十六条の七第一項」に「同条第十一号」を「同条第十一号」に、「の処方せん」を「の処方箋」に、「同条第十一号」を「同条第十一号」に、「第五十七条の二第一項」を「第五十七条の二第二項」に改める。

第八十三条の一の二第一項中「第十六条第二項」を「第十二条第四項」に、「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同条第一項中「及び第三十六条の六第二項」を「並びに第三十六条の十第三項及び第四項」に、「一般用医薬品」を「薬局医薬品（第四条第五項第三号に規定する薬局医薬品をいう。以下同じ。）」に、「」とならない。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品については、この限りでない。」とあるのは、「ならない。」とを「以外の医薬品」に、「同項」を「第三十六条の十第三項」と改め、「従事する者」との下に「同条第四項中「当該薬剤師又は登録販売者」とあるのは、「当該販売又は授与に従事する者」とを加え、「第十三条の五、第十三条の六第二項」を「第十三条の九、第十三条の十第五項」に改める。

第八十三条の九中「授与し、又は販売若しくは」を「若しくは授与した者又は指定医薬品を所持した者（販売又は）に、「若しくは」を「又は」に改め、「陳列した者」の下に「に限る。」を加える。

第八十七条第一号中「第十条」を「第十条第一項」に改め、「含む。」の下に「又は第一項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。また、次つ各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
第一号 薬剤師法（昭和三十五年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。  
第二号 薬剤師法（昭和三十五年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。  
第三号 薬剤師法（昭和三十五年法律第四十六号）の見出しを「情報の提供及び指導」に改め、同条中「薬剤師は」の下に「調剤した薬剤の適正な使用のため」を加え、「調剤した薬剤の適正な使用のために」を削り、「提供しなければ」を「提供し、及び必要な医学的知見に基づく指導を行わなければ」に改める。

**第三条** 厚生労働大臣は、施行日前において、要指導医薬品の指定に関する経過措置

**第三条** 厚生労働大臣は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の薬事法（以下「新法」という。）第四条第五項第四号の規定の例により、要指導医薬品（同号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた要指導医薬品は施行日において同号の規定による指定を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもの  
過措置を含む。)は、政令で定める

**(検討)** 第二十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を

勘案し、医薬品の店舗による販売又は授与の在り方を含め、医薬品の販売業の在り方等について検

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）  
訴を加え、必要があると認めるときは、その結果に基いて必要な措置を講ずるものとする。

**第十三条** 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のようにより改正する。

十一条を「第十条第一項」、第十八条を「第十八条第一項」に改める。

第五十四条第五項中「第六十四条第十九号」及び「第六十七条第六号」の下に同様を「第十一号」の下に「(以下この項において「第八十三条の九等の規定」という。)」を加え「これら」を

〔第八十一条の九等〕に改める。  
〔武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正〕

#### **第十四条** 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十二号）

第九十二条第二項中「第八十条第四項」を「第八十条第五項」に改める。

## (薬事法の一部を改正する法律の一部改正)

附則第七条第一項中「新法第三十六条の四第一項」を「薬事法第三十六条の八第一項」に改め、同を第二項中「所去第三十六の四第一項」に改める。」

とあるのは「薬事法」に、「適用される新法第三十六条の四第一項」を「適用される同法第三十六条

の八第一項に改める。

一項から第四項まで」を「第三十六条の六、第三十六条の九、第三十六条の十第一項から第六項まで」に改り、同条第二項中「所法」と「同法」、第三十、条の六第一項から第四項まで」を「第一

三十六条の六、第三十六条の九、第三十六条の十第一項から第六項まで」に、「第三十六条の五、第

第三十六条の六第一項及び第二項、第五十七条の二を第三十六条の九、第三十六条の十第二項から第五项まで、第五十七条の二第一項及び第二項に改める。

附則第十一條第一項中「を新法」を「を薬事法」に、「新法」を「同法」に、「第三十六条の五、第三十七条の六第五項」を「第三十六条の九、第三十七条の十第七項」に、「第三十六条の五第一号

並びに第三十六条の六第五項】を「第三十六条の九第一号及び第三十六条の十七項】に、「同条第

一項及び第三項を同条第三項から第五項までの規定に改め 同条第一項中「新法」を同法に、「第三十六条の五、第三十六条の六第五項」を「第三十六条の九、第三十六条の十第七項」に、「第三十六条の六第五項」を「第三十六条の九、第三十六条の十第七項」に、「第一

三十六条の五、第三十六条の六第五項（同条第一項及び第三項）を「第三十六条の九、第三十六条の十第七項（同条第二項から第五項まで）」に、第五十七条の二を「」、第五十七条の二第一項

及び第三項」に、「及び第七十五条第一項」とある」を「並びに第七十五条第一項」とある」に改める。

